

※[1]当法令は関係者の協力を得て作成したものです。香港の廃棄物等の輸入関連法規制の全てを網羅しているとは限りません。また、掲載した日本語訳はあくまで仮訳です。

※[2]当該日本語訳は、情報の提供を目的とした行政サービスであり、言うまでもなく、環境省が香港内法規制の法的解釈や運用等まで責任を有するものではありません。香港内法規制の内容解釈の疑義・確認等に係る問い合わせは、各法令を所管する香港政府当局へご照会願います。

章	354	廃棄物処分法令	官報番号	改訂日時
---	-----	---------	------	------

(省略)

節	IV A	香港における廃棄物の出入管理		1997/06/30
---	------	----------------	--	------------

(第 IV A 節：1995 年法律第 14 号第 3 条による追加)

条	20A	香港への廃棄物輸入に必要な許可証	2006 年 6 号	2006/04/07
---	-----	------------------	------------	------------

(1) 下記の廃棄物の香港への輸入については、

(a) 附属別表 6 で特定されている種類の廃棄物であって、但し、汚染されていないもの、再処理、リサイクルもしくは回収作業あるいは廃棄物の再利用を目的として輸入されるものを除く；又は

(b) 附属別表 7 で特定されている種類の廃棄物もしくは附属別表 6 で特定されていない廃棄物は、

本条に基づき廃棄物処分に係る当局が発行する許可証を必要とする。

(2) 本条に基づく許可証の申請は、

(a) 廃棄物処分に係る当局の指示に従い以下の内容を特定するものとする。

(i) 廃棄物を輸入しようとする理由；

(ii) 廃棄物の輸入者の名称と住所；

(iii) 廃棄物発生者の名称と住所；

(iv) 廃棄物処分者の名称と住所；

(v) 使用しようとする廃棄物処分地もしくは再使用施設の住所；

(vi) 予定されている廃棄物の運搬に関わる全ての者もしくはその代理人の名称と住所；

(vii) 輸出国及び通過国の国名と当該国の所管当局

(viii) 申請する許可証の対象は一回の積荷それとも複数回の積荷なのか；

(ix) 積荷毎の予定出荷日と廃棄物の輸入を実施する期間；

(x) 予定されている運搬方法；

(xi) 廃棄物及びその構成内容の物理的な記述と、特別な取扱いが必要な場合には、その情報；

(xii) 予定されている梱包の形式；

(xiii) 輸入しようとする廃棄物の推定重量もしくは体積；

(xiv) 廃棄物が発生したもしくは発生している工程と場所の詳細；

- (xv) 処分もしくは再使用の方法；及び。
- (xvi) 廃棄物処分に係る当局が許可証を発行すべきかどうかを決定するために合理的に必要と見なすその他の情報
- (b) また下記を伴うものとする。
 - (i) 廃棄物の処分もしくは再利用に関する契約内容を確認できる書類がある場合には、そのような書類；
 - (ii) 事故が生じた場合に従う手続きを示す緊急時対応計画；
 - (iii) 有効な賠償責任保険及び第(4)項(b)号で規定されている保証金あるいはその他の金銭的保証を確認できる文書；及び
 - (iv) 所定手数料。
- (3) 廃棄物処分に係る当局は廃棄物の輸入許可証を条件付もしくは無条件で発行すること、あるいは発行を拒絶することができ、その決定内容を申請者に通知するが、拒絶の場合にあってはその理由も含めて通知するものとする。
- (4) 廃棄物処分に係る当局は下記の項目について納得が得られない限り、本条に基づく廃棄物の輸入許可証を発行しないものとする。
 - (a) 当該廃棄物が香港の法令を遵守し且つ環境上適正な方法で管理されること；
 - (b) 以下のものが現に有効もしくは廃棄物の輸入時点において有効であること；
 - (i) 輸入作業の結果として生じるかもしれない人間の健康、資産及び環境への被害に関連した損害賠償請求に対応した賠償責任保険；及び
 - (ii) 第 20F 条に基づいて生じる可能性がある廃棄物処分に係る当局による廃棄物の差押さえもしくは処分の費用を支払うための、保証金あるいはその他の金銭的保証；（2006 年法律第 6 号第 8 条により改正）
 - (c) 再利用もしくは再処理、リサイクルあるいは回収作業以外の目的で輸入される廃棄物にあっては、
 - (i) 輸出国においては当該廃棄物を環境上適正な処分を行うに足る施設、能力もしくは処分地が存在しないこと；又は
 - (ii) 当該廃棄物の輸入が香港における廃棄物処分システムの環境上適正かつ効率的な管理の観点から必要もしくは好ましいと廃棄物処分に係る当局が認める目的に合致していること；（2006 年法律第 6 号第 8 条により改正）
 - (d) 再利用もしくは再処理、リサイクルあるいは回収作業を目的として輸入される廃棄物にあっては、香港におけるそのような再利用もしくは作業において原料として当該廃棄物が必要とされること；及び（2006 年法律第 6 号第 8 条により改正）
 - (e) 附属別表 7 で特定される種類の廃棄物にあっては、附属別表 9 で既定されている国もしくは締約国から輸出された廃棄物でないこと。（2006 年法律第 6 号第 8 条により追加）

(1995 年法律第 14 号第 3 条により追加)

条	2 0 B	香港からの廃棄物輸出に必要な許可証	2006 年 6 号	2006/04/07
---	-------	-------------------	------------	------------

- (1) 下記の廃棄物の香港からの輸出について、

- (a) 附属別表 6 で特定された種類の廃棄物、但し、汚染されていないもの、再処理、リサイクルもしくは回収作業あるいは廃棄物の再利用を目的として輸出されるものを除く；又は
- (b) 附属別表 7 で特定された種類の廃棄物もしくは附属別表 6 で特定されていない廃棄物は、
本条に基づき廃棄物処分に係る当局が発行する許可証を必要とする。
- (2) 本条に基づく許可証の申請は、
- (a) 廃棄物処分に係る当局の指示に従い以下の内容を特定するものとする。
- (i) 廃棄物を輸出しようとする理由；
 - (ii) 廃棄物の輸出者の名称と住所；
 - (iii) 廃棄物発生者の名称と住所；
 - (iv) 廃棄物処分者の名称と住所；
 - (v) 使用しようとする廃棄物処分地もしくは再利用施設の住所；
 - (vi) 予定されている廃棄物の運搬に関わる全ての者もしくはその代理人の名称と住所
 - (vii) 輸入国及び通過国の国名と当該国に於ける所管当局；
 - (viii) 申請する許可証の対象は一回の積荷それとも複数回の積荷なのか；
 - (ix) 積荷毎の予定出荷日と廃棄物の輸出を実施する期間；
 - (x) 予定されている運搬方法；
 - (xi) 廃棄物及びその構成内容の物理的な記述と特別な取扱いが必要な場合には、その情報；
 - (xii) 予定されている梱包の形式；
 - (xiii) 輸出しようとする廃棄物の推定重量もしくは体積；
 - (xiv) 廃棄物が発生したもしくは発生している工程と場所の詳細；
 - (xv) 処分もしくは再利用の方法；及び、
 - (xvi) 廃棄物処分に係る当局が許可証を発行すべきかどうかを決定するために合理的に必要と見なすその他の情報
- (b) また下記を伴うものとする：
- (i) 廃棄物の処分もしくは再利用に関する契約内容を確認できる書類がある場合には、そのような書類；
 - (ii) 有効な賠償責任保険及び第(4)項(b)号で規定されている保証金あるいはその他の金銭的保証を確認できる文書；及び
 - (iii) 所定手数料。
- (3) 廃棄物処分に係る当局は廃棄物の輸出許可証を条件付もしくは無条件で発行、あるいは発行を拒絶することができ、その決定を申請者に通知するが、拒絶の場合にあってはその理由も含めて通知するものとする。
- (4) 廃棄物処分に係る当局は下記の項目について納得が得られない限り、本条に基づく廃棄物の輸出許可証を発行しないものとする。
- (a) 輸入国及び通過各国の所管当局が当該廃棄物の輸入もしくは通過に同意していること；
- (b) 輸入国及び通過各国において以下の内容に関連した法律がある場合において、そのような法律が遵守されていることを当該国の所管当局が確認していること；
- (i) 輸出作業の結果として生じるかもしれない人間の健康、資産及び環境への被害に関連した損害賠償請求に対応した賠償責任保険；及び

- (ii) 輸入国及び通過各国の所管当局による廃棄物の差押さえもしくは処分費用を当該所管当局へ支払うための、保証金あるいはその他の金銭的保証；
 - (c) 廃棄物が環境上適正な方法で管理もしくは処分されること；
 - (d) 廃棄物が南緯 60 度以南の地域で処分されないこと；（2006 年法律第 6 号第 9 条により改正）
 - (e) 再利用もしくは再処理、リサイクルあるいは回収作業以外の目的で輸出される廃棄物にあつては、
 - (i) 香港においては当該廃棄物を環境上適正な処分を行うに足る施設、能力もしくは処分地が存在しないこと；又は
 - (ii) 当該廃棄物の輸出が香港における廃棄物処分システムの環境上適正かつ効率的な管理の観点から必要もしくは好ましいと廃棄物処分に係る当局が認める目的に合致していること；（2006 年法律第 6 号第 9 条により改正）
 - (f) 再処理、リサイクルあるいは回収作業もしくは再利用を目的として輸出される廃棄物にあつては、輸入国におけるそのような再利用もしくは作業において、原料として当該廃棄物が必要とされること
- （1995 年法律第 14 号第 3 条により追加）

条	2 0 C	許可証の変更、停止もしくは取消	1997/06/30
---	-------	-----------------	------------

- (1) 廃棄物処分に係る当局は、
 - (a) 許可内容への違反があったと認められる場合には、許可証の変更、停止もしくは取消を行うことがあります；
 - (b) また下記の項目について納得した場合において許可証の停止を解除することがある；
 - (i) 許可証保持者が許可証の内容に違反していなかった場合；
 - (ii) 許可証保持者が許可証の内容に関わる違反を是正した場合；又は
 - (iii) 許可書の効力停止に至った状況がもはや存在しない場合。
- (2) 許可証保持者は、廃棄物処分に係る当局によって停止もしくは取消された許可証及び許可証保持者あるいはその他の者によって所持されている全ての複製許可証を即座に廃棄物処分に係る当局に引き渡すものとする。
- (3) 上記第（2）項に違反する者は犯罪行為を犯したと見なされ、第二段階の罰金もしくは 3 ヶ月以下の懲役に処される。

（1995 年法律第 14 号第 3 条により追加）

条	2 0 D	廃棄物の輸出入に係る所管当局の指示	1997/06/30
---	-------	-------------------	------------

- (1) 廃棄物処分に係る当局は本節の規定に基づき許可証が必要とされる廃棄物の輸入もしくは輸出に関連し、以下のような内容の指示を随時行うことがある。
 - (a) 廃棄物の梱包、ラベリング、取扱い、輸送及び処分に関わること；
 - (b) 廃棄物の輸送の出発点から処分地までの間、廃棄物処分に係る当局が必要と見なす情報もしくは明細を含んだ移動文書が随伴していること；
 - (c) 廃棄物の種類に関わらず、その輸送が完結されない場合には、その輸出許可証を申請した者が当該廃棄物を引き取ること；及び
 - (d) 廃棄物の輸入許可証申請者に対して、廃棄物処分者が輸出者及び輸出国の所管当局に対し以下の内容を確実に書面で通知することを求めること；

- (i) 廃棄物処分地もしくは再利用地での廃棄物処分者が発行した受領証；及び
- (ii) 許可書申請書にある廃棄物の処分もしくは再利用を、指示された期間以内に完了すること。

(2) 本条に基づく指示は、本節の目的に照らし、その効力の発効と同時に本節に基づく全ての許可証の一部を構成し且つその条件であると見なされる。

(1995年法律第14号第3条により追加)

条	20DA	特定の輸入廃棄物の処分の承認	2007年法律第184号	2008/04/01
---	------	----------------	--------------	------------

(1) 本条は香港への輸入に際して第20A条に基づく許可証を必要としない廃棄物のみに適用され、本条での「輸入廃棄物」という表現は香港へ輸入された本分類に基づく廃棄物を意味すると解釈されるものとする。

(2) 指定された廃棄物処理施設におけるいかなる輸入廃棄物の処分も、本条に基づく廃棄物処分に係る当局の承認を必要とする。

(3) 承認申請に当たっては、

- (a) 廃棄物処分に係る当局が定める様式の申請書を用い；及び
- (b) 第33条に基づく規則により定められた申請手数料を添えること。

(4) 承認を求める者（「申請者」）による申請書を受理した廃棄物処分に係る当局は、第(5)項の規定を条件として、下記のいずれかの決定を下した上で、

- (a) 条件付きもしくは無条件で承認を与えること；又は
- (b) 承認を与えないこと；

その決定を申請者に通知するが、拒絶の場合にあってはその理由も含めて通知するものとする。

(5) 廃棄物処分に係る当局は申請者による下記について納得できる説明が無い限り、第(4)項(a)号に基づく承認を与えないものとする：

- (a) 当該廃棄物の香港への輸入が第20A条に基づく許可を必要としないこと；
- (b) 再利用もしくは再処理、リサイクルあるいは回収作業を目的（「特定目的」）として（香港その他の場所で）使用される輸入廃棄物に関して、所管当局が受け入れられる形で代わりの取り決めを講じることが現実的でないこと；及び

(c) 申請者が輸入廃棄物を輸出国に返送すること、もしくは輸入廃棄物の輸入者に当該廃棄物を返送させることが現実的でないこと、

上記(b)号及び(c)号で規定された事柄の現実性を決定するに当たり、代わりの取り決めを講じる又は輸入廃棄物を輸出国へ返送する財務力が欠如していることは（いずれの場合であっても）考慮の対象とならない。

(6) 第(4)項(a)号の一般的適用性を侵害することなく、承認に付随した条件として：

- (a) 輸入廃棄物の処分費用を回収すべく廃棄物処分に係る当局が決定した料金の支払を、申請者に対して求めること；
- (b) 処分の方法、場所及び時期を特定すること；及び
- (c) 処分に関連した必要な手筈及び遵守すべき手続きを特定すること。

(7) 廃棄物処分に係る当局は承認を与えるかどうかを決定する際に必要と考える情報、とりわけ以下のような項目に関連する情報の提出を申請者に求めることがある：

- (a) 輸入後、特定目的に輸入廃棄物を使用するための当初の手配内容の詳細；
- (b) 当初の手配内容が実行できない理由；
- (c) 輸入廃棄物について下記のような形の代わりの取り決めに講じる努力がなされたことの証明：
 - (i) (香港その他の場所で) 特定目的で使用する事；
 - (ii) 輸出国へ返送すること。

(8) 本条の規定は本法令の追加となるもので、本法令におけるその他のあらゆる規定の適用を制限するものではない。

(2006 年法律第 6 号第 10 条により追加)

条	20E	本節に関連した違法行為	2007 年法律 第 184 号	2008/04/01
---	-----	-------------	---------------------	------------

(1) 下記に掲げる者は：

- (a) 本節の規定に基づき発行された許可証もしくは与えられた承認の下で承認に従う場合を除き、そのような許可証又は承認を必要とする行為を行う者；又は (2006 年法律第 6 号第 11 条により改正)
- (b) 本節の規定に基づき発行された許可証もしくは与えられた承認の下で承認に従う場合を除き、そのような許可証又は承認を必要とする行為を他者が行うことの原因となる又は行うことを許す者 (2006 年法律第 6 号第 11 条により改正)

犯罪行為を犯すもので、以下の懲罰の対象となる：

- (i) 初犯の場合においては、20 万香港ドル以下の罰金及び 6 ヶ月以下の懲役；及び
- (ii) 再犯の場合においては、50 万香港ドル以下の罰金及び 2 年以下の懲役。

(2) 本節の規定に基づき許可証の発行もしくは承認を得ようとする者で、以下の行為を行う者は (2006 年法律第 6 号第 11 条により改正)

- (a) 本質的な事項について虚偽と知りつつ申し立てをするもの；又は
- (b) 本質的な事項についてやみくもに虚偽の申し立てをするもの

犯罪行為を犯すもので、20 万香港ドル以下の罰金及び 6 ヶ月以下の懲役の対象となる。

(1995 年法律第 14 号第 3 条により追加)

条	20F	有罪判決に基づく差押さえもしくは処分	2007 年法律 第 184 号	2008/04/01
---	-----	--------------------	---------------------	------------

(1) ある者が第 20E 条に規定する何らかの廃棄物の輸入もしくは輸出に関して、又は、第 20DA 条に規定する何らかの輸入廃棄物の処分に関して、有罪判決を受けた場合、廃棄物処分に係る当局は以下の行為を実施することがある (2006 年法律第 6 号第 12 条により改正)：

- (a) 当該廃棄物を差押さえた上で処分すること；
- (b) 有罪判決を受けた者に対し、特定の期間内に以下の行為を行うことを書面により要求すること；
 - (i) 本節第 20DA 条第(2)項で規定されている廃棄物の輸入もしくは何らかの輸入廃棄物の処分に関連して有罪判決を受けた場合では、当該廃棄物を輸

出国に返送すること、もしくは廃棄物処分に係る当局にとって納得が行く形で当該廃棄物を香港で処分すること；

- (ii) 廃棄物の輸出に関連して有罪判決を受けた場合では、当該廃棄物を香港に回送すること、もしくはそのような回送が合理的に実践可能ではないと考えられる際には環境上適正な形で当該廃棄物を処分すること

また廃棄物処分に係る当局は、有罪判決を受けた者に対し、特定された期間内に上記(i) もしくは (ii) に規定された要件を満たしたことを示す文書を廃棄物処分に係る当局に提出するよう、そのような内容を記した通知もしくは他の形の書面により要求することがある。

(2) 上記第(1)項(b)号で規定された通知を遵守しなかった者は犯罪行為を犯すもので、20万香港ドル以下の罰金及び6ヵ月以下の懲役の対象となる；また廃棄物処分に係る当局は、本項の規定により有罪判決を受けた者に対し、追加の通知無しに、当該廃棄物の差押さえとその処分を行うことがある。

(3) 廃棄物処分に係る当局が第(1)項(a)号もしくは(b)号に規定に基づく廃棄物の差押さえもしくは処分を行った時(2006年法律第6号第12条により改正)、下記のいずれかの者は：

- (a) (犯罪行為が何らかの廃棄物の輸入もしくは輸出に関わる場合には) その事例に応じて廃棄物の輸入者もしくは輸出者；もしくは
- (b) (犯罪行為が第20DA条第(2)項で規定されている何らかの輸入廃棄物の処分に関わる場合には) 有罪判決を受けた者；

全ての輸送及び貯蔵の経費を含む、そのような差押さえ及び処分の経費を廃棄物処分に係る当局に支払う義務が生じ、そのような経費は廃棄物処分に係る当局に対する民事負債として徴収される。

(1995年法律第14号第3条により追加；2006年法律第6号第12条により改正)

条	20G	注意義務等に関わる弁護	2004年法律第29号	2004/02/27
---	-----	-------------	-------------	------------

(1) 本節の規定に基づく犯罪行為を犯したとして起訴された者は、犯罪を犯さないよう全ての合理的な予防策を実施し、全ての相当な注意を払ったことを証明できる場合には弁護が成立すると見なされる。

(2) 第(1)項の一般的適用性を侵害することなく、以下のいずれかの事項及び、いずれの場合においても犯罪行為が生じないように合理的に実施可能な全ての防止策を実行したことを証明できた者は同項の規定に基づく弁護を成立させたと見なされる。

- (a) 雇用主の指示に従って行動したものであること；もしくは
- (b) 他の者から提供された情報に依存し、その情報が虚偽もしくは誤解を与えるものとして疑う理由が無かったこと。

(2004年法律第29号により追加)

(3) 以下のいずれかの申し立てを含む弁護に依拠しようとする被告人は、自らが保持する、他の者を特定するもしくはその特定を助ける情報を、審問の日から数えて7日目以前に検察官に対し提出しない限り、法定の許可なしには、そのような弁護に依拠する権利を持たない。

- (a) 犯罪は他の者の行為もしくは手抜かりによって生じたものであること(雇用主の指示による場合を除く)；又は

(b) 他の者より提供された情報に依拠したものであること。

(1995 年法律第 14 号第 3 条により追加)

条	20H	附属別表 6 及び 7 の改正	1997/06/30
---	-----	-----------------	------------

廃棄物処分に係る当局は官報に掲載される通知により、附属別表 6 及び 7 を改正することがある。

(1995 年法律第 14 号第 3 条により追加)

条	20I	解釈と適用	1997/06/30
---	-----	-------	------------

(1) 本節においては、文脈によって別の解釈が求められない限り、「所管当局」とは、主権国家の政府により、当該政府が定める地域内で、廃棄物の越境移動及び関連した全ての情報通知の受入れかつそのような通知に対処する責任を持つとされた官庁のことをいう；

「処分」とは、廃棄物に関連して、あらゆる移動作業、貯蔵、再処理、リサイクル、物質回収、保管、破壊、排出（水域、下水道、排水管その他であるかを問わない）もしくは埋設（地下であるかどうかを問わない）を含み、「の処分」という表現も「処分」の定義に倣った意味合いを持つ；

「処分者」とは、香港に輸入された廃棄物に関連して、廃棄物の輸入許可証申請書に記された内容に即した形で、当該廃棄物の処分もしくは再利用を行う者をいう；

「香港からの輸出」とは廃棄物に関連して、何らかの廃棄物を香港から持ち出すこと、もしくは持ち出させることをいうが、下記のような廃棄物を意味しない；

(a) 香港からの持ち出しを唯一の目的として香港に持ち込まれた廃棄物；及び

(b) 香港に持ち込まれた際に、その移動に使用された船舶、航空機、列車もしくは車両から降ろされることがない廃棄物

「輸出者」とは、廃棄物に関連して、廃棄物の輸出を手配する者をいう；

「香港への輸入」とは廃棄物に関連して、香港での処分もしくは再利用を目的として、又はいかなる国家の管轄下でない地域での処分もしくは再利用に先駆けて積込む目的で、廃棄物を香港への持ち込むこと、もしくは持ち込ませることをいう；

「輸入者」とは、廃棄物に関連して、廃棄物の輸入を手配する者をいう；

「管理」とは、廃棄物に関連して、廃棄物の取扱い、輸送、処分あるいは再利用を行うことをいう；

「輸出国」とは、廃棄物の香港への輸入に関連して、そのような輸入作業の開始が計画されているもしくは開始されている国家、領地もしくは地域をいう；

「輸入国」とは、廃棄物の香港からの輸出に関連して、国家、領地もしくは地域での処分もしくは再利用を目的として、又はいかなる国家の管轄下でない地域での処分もしくは再利用に先駆けて積込む目的で、当該輸出が計画されている国家、領地もしくは地域をいう；

「通過国」とは、香港もしくは輸出国あるいは輸入国以外の国家、領地もしくは地域で、それを通過する廃棄物の越境移動が計画されているもしくは実行されている地域をいう；

「越境移動」とは、ある国家もしくは領地の管轄下にある地域から別の国家もしくは領地の管轄下にある地域への又はそのような地域を通過する、あるいはいずれの

国家の管轄下でない地域への又はそのような地域を通過する廃棄物の移動で、その移動に少なくとも二つの国家もしくは領地が含まれているものをいう；

(2) 本節の適用に当たり、廃棄物が以下のような程度にまで、ある物質で汚染されている場合には、当該廃棄物は汚染されているとみなし、

(a) 廃棄物と関連した人間の健康、資産及び環境へのリスクを著しく増加させる；又は

(b) 環境上適正な方法で廃棄物を再処理、リサイクル、回収もしくは再使用することを妨げる；

廃棄物に関連した「非汚染」という表現も上記の「汚染」の定義に倣った意味合いを持つ。

(3) 本節の目的の観点からして、廃棄物が、その方法が現実的なものである限りにおいて、人間の健康と環境を当該廃棄物による悪影響から守るような方法で管理もしくは処分された場合には、当該廃棄物は環境上適正な方法で管理もしくは処分されたものと見なされる。

(4) 本節は下記に掲げる廃棄物には適用されない：

(a) 船舶、航空機、列車あるいは車両もしくはそれらを構成する機器の通常の運用から生じる廃棄物；及び

(b) 船舶、航空機、列車あるいは車両により香港に持ち込まれた、もしくは香港から持ち出される廃棄物。

(1995 年法律第 14 号第 3 条により追加)

(省略)

附属別表 6

廃棄物処理法令第 20A(1)(a)項及び第 20B(1)(a)項が適用される廃棄物

本附属別表においては、

(a) 本別表での分類と 統一物品記述分類システム (HS: Harmonised System) での分類との相互参照を可能とすべく、第 2 欄においては可能な限り HS でのコード番号の頭の数字部分を付け加えてある。

(b) 第 2 欄の数字の頭に ex が付いているものは、HS での当該分類コードに含まれている特定の品目を意味している。

(c) 「非拡散性」である廃棄物には、粉状廃棄物、汚泥、粉塵もしくは液状有害物を含んだ固形物は含まれない。

廃棄物コード	HS コード	廃棄物の記述
GA: 非拡散性かつ金属状態での金属もしくは合金廃棄物		
		貴金属及びその合金の下記の廃棄物及びくず
GA010	ex711210	金 ¹
GA020	ex711220	プラチナ ¹ (ここで言うプラチナは、プラチナ、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む)
GA030	ex711290	例えば銀といった、その他の貴金属 ¹
		下記の鉄廃棄物及び鉄もしくは鋼鉄のくず
GA040	720410	鑄鉄の廃棄物及びくず
GA050	720421	ステンレス鋼の廃棄物及びくず
GA060	720429	その他の合金鋼の廃棄物及びくず
GA070	720430	錫メッキされた鉄ないし鋼鉄の廃棄物及びくず
GA080	720441	まとまりがあるかどうかに関わりなく、回転削り屑、かんな屑、切り屑、削り屑及び打ち抜き屑
GA090	720449	その他の鉄の廃棄物及びくず
GA100	720450	再溶解されたくずのインゴット
GA110	ex730210	中古鉄及び鋼鉄製レール
		下記の非鉄金属ないしその合金の廃棄物及びくず
GA120	740400	銅の廃棄物及びくず
GA130	750300	ニッケルの廃棄物及びくず
GA140	760200	アルミニウムの廃棄物及びくず
GA150	ex780200	鉛の廃棄物及びくず
GA160	790200	亜鉛の廃棄物及びくず
GA170	800200	錫の廃棄物及びくず
GA180	ex810191	タングステンの廃棄物及びくず
GA190	ex810291	モリブデンの廃棄物及びくず
GA200	810420	マグネシウムの廃棄物及びくず
GA220	ex810510	コバルトの廃棄物及びくず
GA230	ex810600	ビスマスの廃棄物及びくず
GA240	ex810710	カドミウムの廃棄物及びくず
GA250	ex810810	チタンの廃棄物及びくず
GA260	ex810910	ジルコニウムの廃棄物及びくず
GA270	ex811000	アンチモンの廃棄物及びくず
GA280	ex811100	マンガンの廃棄物及びくず
GA290	ex811211	ベリリウムの廃棄物及びくず
GA300	ex811220	クロムの廃棄物及びくず
GA310	ex811230	ゲルマニウムの廃棄物及びくず
GA320	ex811240	バナジウムの廃棄物及びくず
GA330	ex811291	ハフニウムの廃棄物及びくず
GA340	ex811291	インジウムの廃棄物及びくず

GA350	ex811291	ニオブの廃棄物及びくず
GA360	ex811291	レニウムの廃棄物及びくず
GA370	ex811291	ガリウムの廃棄物及びくず
GA390	ex284430	トリウムの廃棄物及びくず
GA400	ex280490	セレンウムの廃棄物及びくず
GA410	ex280450	テルルの廃棄物及びくず
GA420	ex280530	希土類金属の廃棄物及びくず
GB: 溶解、溶錬、精錬作業から生じた廃器物を含む金属		
GB010	262011	ハードジンクスペルター
GB020		亜鉛を含むドロス
GB021		－厚板の亜鉛メッキ作業に伴い上部に生じたドロス（亜鉛含有率>90%）
GB022		－厚板の亜鉛メッキ作業に伴い下部に生じたドロス（亜鉛含有率>92%）
GB023		－亜鉛のダイカストドロス（亜鉛含有率>85%）
GB024		－厚板の溶融亜鉛メッキ作業に伴って生じたドロス（亜鉛含有率>92%）
GB025		－亜鉛のスキミング
GB030		アルミニウム浮きかす
GB040		貴金属及び銅の精錬を更に行う処理工程から生じたスラグ
GB050		タンタル含有錫スラグ（錫含有率 0.5%未満）
GC: 金属を含有するその他の廃棄物		
GC010		金属もしくは合金のみで構成される電気部品
GC020		電子くず（例：印刷回路基板、電子機器の構成物、電線等）及び卑金属もしくは貴金属の再生利用に適した回収された電子部品
GC030	ex890800	貨物あるいは危険物もしくは廃棄物として分類され得る、船舶の運用から生じたその他の物質を適切に排除した、船舶その他の浮構造物で解体されるもの
GC040		液体類を全て排除した自動車の残骸
GC050		使用済触媒
GC051		－流動式接触分解(FCC)触媒
GC052		－貴金属を含有する触媒
GC053		－遷移金属触媒(例：クロム、コバルト、銅、鉄、ニッケル、マンガン、モリブデン、タングステン、バナジウム、亜鉛)
GC070	ex261900	環境保護仕様を含む国内及び国際的要件を満たすよう特別に生産されたスラグを除く、鉄もしくは鋼鉄の生産から生じたスラグ ²
GD: 採鉱廃棄物：非拡散性であること		
GD010	ex250490	廃天然黒鉛
GC020	ex251400	大雑把に縁取りされたあるいは単に切られたといった状態に関わりなく、のこ切りその他で生じた廃スレート
GD030	252530	雲母の廃棄物
GD040	ex252930	白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイトの廃棄物
GD050	ex252910	長石の廃棄物
GD060	ex252921 ex252922	ほたる石の廃棄物
GD070	ex281122	鑄造作業で使用されるものを除く、固形状のケイ素（シリカ）の廃棄物
GE: 非拡散性ガラス廃棄物		
GE010	ex700100	陰極線管その他の活性化ガラスからの廃ガラスを除く、カレットその他の廃ガラス及びガラスくず
GE020		ガラス繊維の廃棄物
GF: 非拡散性セラミック廃棄物		
GF010		セラミック容器(使用前もしくは使用後)を含む、成形後に窯焼きされたセラミックの廃棄物
GF020	ex811300	セラミックの廃棄物及びくず(金属セラミック複合体)
GF030		附属別表7で特定もしくは記述が無いセラミック繊維
GG: 主として無機物で構成されるが、金属や有機物を含むことがあるその他の廃棄物		
GG010		排煙脱硫工程で生じた部分的に精製された硫酸カルシウム
GG020		建物の取り壊しから生じた石膏の廃棄物またはプラスター板の廃棄物
GG030	ex2621	石炭火力発電所から生じたボトムアッシュ及びスラグタップ
GG040	ex2621	石炭火力発電所で生じたフライアッシュで、別の箇所で特定もしくは記述が無いもの
GG050		石油コークスもしくはピッチューメンから成る陽極端

GG060	ex2803	携帯用水の処理、食品産業工程及びビタミン製造工程から生じた活性炭廃棄物
GG080	ex262100	銅の製造から生じたスラグで、化学的に安定化し、鉄の含有率が高く(20%超)、主として建設もしくは研磨に関する工業規格(例えば DIN4301 及び DIN8201)に従って処理されたもの
GG090		固体状の硫黄
GG100		カルシウムシアナミドの製造から生じた石灰石(水素イオン濃度指数が9未満のもの)
GG110	ex262100	アルミナの生産から生じた中性化された赤泥
GG120		塩化ナトリウム、塩化カリウム及び塩化カルシウム
GG130		カーボランダム(炭化けい素)
GG140		壊れたコンクリート
GG150	ex262090	タンタル酸リチウム及びニオブ酸リチウムを含むガラスくず
GH: 固形状プラスチックの廃棄物		
		下記を含むがそれに限定されない、全ての固形状プラスチックの廃棄物
GH010	3915	下記のプラスチックの廃棄物、削り屑及びくず
GH011	ex391510	－エチレン重合体
GH012	ex391520	－スチレン重合体
GH013	ex391530	－塩化ビニール重合体
GH014	ex391590	－以下の例のような重合体もしくは共重合体 <ul style="list-style-type: none"> ・ポリプロピレン ・テレフタル酸ポリエチレン ・アクリロニトリル共重合体 ・ブタジエン共重合体 ・スチレン共重合体 ・ポリアミド ・テレフタル酸ポリブチレン ・ポリカーボネート ・ポリフェニレン硫化物 ・アクリル重合体 ・パラフィン類(C10-C13)³ ・ポリウレタン(フロンを含まないもの) ・ポリシロキササン(シリコン) ・メタクリル酸ポリメチル ・ポリビニルアルコール ・ポリビニルブチラール ・ポリビニルアセテート ・フッ素化エチレン重合体(テフロン、PTFE)
GH015	ex391590	－以下の例のような樹脂もしくは縮合物の廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・尿素ホルムアルデヒド樹脂 ・フェノールホルムアルデヒド樹脂 ・メラミンホルムアルデヒド樹脂 ・エポキシ樹脂 ・アルキド樹脂 ・ポリアミド
GI: 紙、板紙及び紙製品の廃棄物		
GI010	4707	紙もしくは板紙の廃棄物及びくずで、次のもの
GI011	470710	－未漂白工芸紙もしくは板紙あるいはコルゲート加工をした紙もしくは板紙のもの
GI012	470720	－主として漂白された化学パルプから製造し、全体を着色したものを除く、紙もしくは板紙のもの
GI013	470730	－主として機械パルプから製造した紙もしくは板紙(例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物)のもの
GI014	470790	－以下を含むがそれに限定されない、その他の紙類のもの 1) 積層した板紙 2) 未分別のくずを含むが、それらに限定されない
GJ: 繊維の廃棄物		
GJ010	5003	絹の廃棄物(繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む)
GJ011	500310	－コマ絹糸もしくはカード絹糸でないもの
GJ012	500390	－その他のもの

GJ020	5103	糸くずは含むが反毛した繊維を除く、羊毛もしくは繊維獣毛または粗獣毛の廃棄物
GJ021	510310	－羊毛もしくは繊維獣毛のノイル
GJ022	510320	－羊毛もしくは繊維獣毛のその他のもの
GJ023	510330	－粗獣毛のもの
GJ030	5202	綿の廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む）
GJ031	520210	－糸くず（より糸くずを含む）
GJ032	520291	－反毛した繊維
GJ033	520299	－その他
GJ040	530130	亜麻のトウ及び廃棄物
GJ050	ex530290	大麻（ <i>Cannabis sativa L.</i> ）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む）
GJ060	ex530390	ジュートその他の紡織用靱皮繊維（亜麻、大麻及びラミーを除く）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む）
GJ070	ex530490	サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む）
GJ080	ex530519	ココヤシのトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む）
GJ090	ex530529	アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステリス）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む）
GJ100	ex530599	ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む）で、別の箇所にて特定もしくは記述が無いもの
GJ110	5505	人造繊維の廃棄物（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む）
GJ111	550510	－合成繊維のもの
GJ112	550520	－人造繊維のもの
GJ120	630900	中古の衣類その他の繊維製品
GJ130	ex6310	使用されたぼろ、糸くず、ひも、綱及びケーブル、並びに、これらのすり切れたもの（紡織用繊維のものに限る）
GJ131	ex631010	－分別したもの
GJ132	ex631090	－その他のもの
GK: ゴムの廃棄物		
GK010	400400	ゴムの廃棄物、切りくず及びその他のくず
GK020	401220	使用済空気タイヤ
GK030	ex401700	硬質ゴムの廃棄物及びくず（エボナイト等）
GL: 未処理コルク及び木材の廃棄物		
GL010	ex440130	木くず（丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結されているかどうかを問わない）
GL020	450190	コルクくず及び破砕し、粒状化もしくは粉砕したコルク
GM: 農業食品産業からの廃棄物		
GM070	ex2307	ぶどう酒かす
GM080	ex2308	植物のくず又は植物性副産物であって乾燥又は殺菌されたもの（ペレット状であるか否か飼料用に供するか否かを問わないものとし、別の箇所にて特定もしくは記述が無いもの）
GM090	152200	デグラス及び脂肪性物質又は動物性もしくは植物性のろうの処理から生ずる残滓
GM100	050690	骨及びホーンコア（加工していないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し、又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く）
GM110	ex051191	魚を廃棄するもの
GM120	180200	カカオ豆の殻、皮その他のもの
GM130		農業食品工業から生ずるその他のもの（人間又は動物による消費のための国内及び国際的要件及び基準に合致する副産物を除く）
GN: なめし皮、毛皮製造作業及び皮革の使用から生じた廃棄物		
GN010	ex0502	家畜豚、野生豚もしくはイノシシの剛毛及び毛、アナグマの毛その他のブラシ製造用の毛
GN020	ex050300	支持材を用いて積層されているかどうかを問わず、馬毛の廃棄物
GN030	ex050590	洗浄、消毒あるいは防腐処理以外の作業を行っていない羽毛もしくはダウンを保持している、あるいは一部の羽毛を保持している（長さを調整しているかどうかを問わず）、鳥の皮その他の部分
GN040	ex411000	皮製品の製造に適合せず、六価クロム化合物又は駆除剤を含まない、皮もしくはコンポジションレザーの切りくずその他の廃棄物で、皮製造スラッジを除く
GO: 主として有機物で構成されるが、金属や無機物を含むことがあるその他の廃棄物		
GO010	ex050100	人髪の廃棄物

GO020		わらの廃棄物
GO030		動物の飼料用に供するためのペニシリンの製造から生じた不活性化した菌類の菌糸体
GO040		銀を含まない写真フィルムベースと写真フィルムの廃棄物
GO050		使い捨てカメラ(電池を内蔵していない)

- 1 水銀をこれらの金属もしくはその合金あるいはアマルガムの構成要素とすることは特別に排除されている。
- 2 当該スラグを二酸化チタン及びバナジウムのソースとして使用することを含む。
- 3 これらは重合することは出来ず、可塑剤として使用する。

附属別表 7

廃棄物処理法令第 20A(1)(b)項及び第 20B(1)(b)項が適用される廃棄物

本附属別表においては、

(a) 本別表での分類と 統一物品記述分類システム (HS: Harmonized System) での分類との相互参照を可能とすべく、第 2 欄においては可能な限り HS コード番号の頭の数字部分を付け加えてある。

(b) 第 2 欄の数字の頭に ex が付いているものは、HS での当該分類コードに含まれている特定の品目を意味している。

(c) 個々の廃棄物と関連して「の含有」もしくは「による汚染」という表現は、該当物質が以下のような状態を生じさせるほどに含まれていることを意味している。

(i) 当該廃棄物を有害なものとする、もしくは

(ii) 当該廃棄物の再処理、リサイクルもしくは回収作業の実施あるいは再使用を不適当とする。

(d) 「別の箇所で特定もしくは記述されている」という表現は、本別表もしくは附属別表 6 において特定もしくは記述されていることを意味する。

(e) 「別の箇所で明白に記述されている」という表現は、本別表もしくは附属別表 6 において明白に記述されていることを意味している。

廃棄物コード	HS コード	廃棄物の記述
RA: 主として有機物で構成されるが、金属や無機物を含むことがある廃棄物		
RA010		ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニール(PCT)、多臭素化ビフェニル(PBB)及びこれらの合成物の誘導体を含有する、あるいはそれらで構成されるもしくは汚染されたたもので、その濃度が 50mg/kg 以上のものである廃棄された物質又は物品
RA020		有機物の精製、蒸留及び熱分解処理から生じたタール残渣の廃棄物 (アスファルトセメントを除く)
RB: 主として無機物で構成されるが、金属や有機物を含むことがある廃棄物		
RB010		アスベスト(粉及び繊維)
RB020		物理化学的特徴がアスベストのものに類似したセラミック繊維
RC: 無機物もしくは有機物を含むことがある廃棄物		
		下記のいずれかの物質を含む、あるいはそれらで構成されるもしくは汚染された廃棄物
RC010		ーポリ塩化ジベンゾフランの同族体
RC020		ーポリ塩化ジベンゾダイオキシンの同族体
RC030		有鉛のアンチノック化合物
RC040		過酸化水素以外の過酸化物
AA: 金属を含有する廃棄物		
AA010 ¹	ex261900	鉄もしくは鉄鋼の製造から生じたドロス、スケーリング、その他の廃棄物
AA020 ¹	ex262019	亜鉛灰及び残渣
AA030 ¹	262020	鉛灰及び残渣
AA040 ¹	ex262030	銅灰及び残渣
AA050 ¹	ex262040	アルミニウム灰及び残渣
AA060 ¹	ex262050	バナジウム灰及び残渣
AA070 ¹	262090	金属もしくは金属化合物を含有するが、別の箇所で特定もしくは記述がない灰及び残渣
AA080 ¹		タリウム廃棄物及び残渣
AA090 ¹	ex280480	ヒ素廃棄物及び残渣
AA100 ¹	ex280540	水銀廃棄物及び残渣
AA110		別の箇所で特定もしくは記述がない、アルミナ製造の残渣

AA120		ガルバニック処理汚泥
AA130		金属の酸洗い廃液
AA140		亜鉛浸出残渣、粉塵及びジャロサイト、ヘマタイト、ゲータイト等の汚泥
AA150		微量の無機シアン化物を含み、貴金属を含有する固体状の残渣
AA160		貴金属の灰、汚泥、粉塵及び下記のような残渣
AA161		一印刷回路基板の燃焼灰
AA162		一写真フィルム灰
AA170		鉛蓄電池（本体もしくは破砕されたもの）
AA180		鉛蓄電池以外の使用済電池もしくはアキュムレーター（本体もしくは破砕されたもの）及び別の箇所で特定もしくは記述がない、電池及びアキュムレーターの製造から生じた廃棄物及びくず
AA190		金属カルボニルを成分として含有する廃棄物
AA200		六価クロム化合物を成分として含有する、別の箇所で特定もしくは記述がない廃棄物
AA210		銅の電気精錬及び電解採取作業から生じた電解液廃液
AA220		溶解銅を含有する廃エッチング液
AA1180		廃棄物を化学廃棄物として分類させるほどに化学物質で汚染された、電気及び電子部品の廃棄物、もしくはくず
AB: 主として無機物で構成されるが、金属や有機物を含むことがある廃棄物		
AB010	262100	別の箇所で特定もしくは記述がないスラグ、灰及び残渣 ¹
AB020		市町村・家庭ごみの焼却から生じた残渣
AB030		シアン化合物を用いない金属の表面処理システムから生じた廃棄物
AB040	ex700100	陰極線管その他の活性化ガラスからの廃ガラスで、モニター、テレビ、各種機器からのものを含む（そのようなモニター、テレビあるいは機器で使用されている陰極線管が無傷であるか、破壊されているかを問わない）
AB050	ex252921	フッ化カルシウムの汚泥
AB060		液体もしくは汚泥状の、その他の無機フッ素化合物
AB070		鑄造作業で使用された砂
AB080		附属別表6で記述が無い使用済触媒
AB090		アルミニウム水和物の廃棄物
AB100		アルミナの廃棄物
AB110		塩基性溶液
AB120		別の箇所で特定もしくは記述がない、無機ハロゲン化合物
AB130		使用済プラスチックグリット（吹きつけ研磨材）
AB140		化学産業の各種工程から生じた石膏
AB150		排煙脱硫から生じた未精錬の亜硫酸カルシウム及び硫酸カルシウム
AB160		石炭火力発電所からのフライアッシュで、それを化学廃棄物として分類させるほどの何らかの材料、物質もしくは物体を含有したもの
AC: 主として有機物で構成されるが、金属や無機物を含むことがある廃棄物		
AC010	ex271390	石油コークス及びピッチューメンの製造・処理から生じた廃棄物で、陽極端を除く
AC020		アスファルトセメントの廃棄物
AC030		当初の使用目的に沿わなくなった廃油
AC040		有鉛ガソリンの汚泥
AC050		熱（伝熱）流体
AC060		油圧油
AC070		ブレーキ油
AC080		凍結防止液
AC090		樹脂、ラテックス、可塑剤、接着剤及び添加剤の製造、調合及び使用から生じた廃棄物
AC100		ニトロセルロース
AC110		液状もしくは汚泥状のフェノール類及びクロロフェノールを含むフェノール系化合物
AC120		ポリ塩化ナフタリン
AC130		エーテル
AC140		鑄造砂硬化用触媒としてのトリエチルアミン
AC150		フロン
AC160		ハロン

AC170		防腐処理されたコルク及び木材の廃棄物
AC180	ex411000	皮革粉塵、灰、汚泥及び粉
AC190		フラフ：自動車の裁断から生じた軽量くず
AC200		有機リン化合物
AC210		非ハロゲン化溶剤
AC220		ハロゲン化溶剤
AC230		有機溶剤回収作業で生じたハロゲン化もしくは非ハロゲン化、非水成蒸留残渣
AC240		脂肪族ハロゲン化炭化水素類（例えば、クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニール、塩化ビリニデン、塩化アリル及びエピクロヒドリン）の製造から生じた廃棄物
AC250		界面活性剤
AC260		液状の豚の糞尿
AC270		下水汚泥
AC280		皮革製品の製造に向かず、六価クロム化合物もしくは殺生物剤を含有した、皮革もしくは合成皮革の切りくず及びその他の廃棄物
AC290		六価クロム化合物、殺生物剤もしくは感染物質を含有した、毛皮廃棄物
AD: 無機もしくは有機成分を含むことがある廃棄物		
AD010		医薬品の製造及び製剤から生じた廃棄物
AD020		殺生物剤及び植物性医薬品の製造、調合及び使用から生じた廃棄物
AD030		木材防腐用化学製品の製造、調合及び使用から生じた廃棄物
AD040		下記のいずれかを含む、あるいはそれらで構成されるもしくは汚染された廃棄物 －微量の無機シアン化物を含み、貴金属を含有する固体状の残渣を除く、無機シアン化物
AD050		－有機シアン化物
AD060		廃油と廃水、炭化水素と水の混合液、乳濁液
AD070		インク、染料、顔料、ペンキ、ラッカー及びニス等の製造、調合及び使用から生じた廃棄物
AD080		爆発性廃棄物
AD090		リプログラフィー及び写真の薬剤及び材料の製造、調合及び使用から生じた廃棄物、並びに別の箇所にて特定もしくは記述がないもの
AD100		シアン化合物を用いないプラスチックの表面処理システムから生じた廃棄物
AD110		酸性溶液
AD120		イオン交換樹脂
AD130		使い捨てカメラ(電池を内蔵している)
AD140		産業オフガスの洗浄用の産業汚染防止装置からの廃棄物で、別の箇所にて特定もしくは記述がないもの
AD150		ろ過材として使用され、自然に生起する（バイオフィルターのような）有機材料
AD160		市町村・家庭廃棄物
AD170		別の箇所にて特定もしくは記述がない使用済活性炭
AD180		医療廃棄物及び関連廃棄物、すなわち歯科、医療、看護もしくは獣医あるいはそれらの類似施設から生じた廃棄物及び病院あるいはその他の施設における患者の診察もしくは治療ないしは研究プロジェクトから生じた廃棄物
AD190		包装された廃棄物及び廃棄物容器で、それらを化学廃棄物として分類させるほどの何らかの材料、物質もしくは物体を含有したもの
AD200		規格外もしくは期限切れの化学物質で構成されたもしくはそのような化学物質を含む廃棄物で、化学廃棄物として分類されるもの
AD210		人間の健康及び環境への影響が未知である、特定されていないあるいは新規の研究開発もしくは教授活動から生じる化学物質廃棄物
AD220		別の箇所にて特定もしくは記述がない化学廃棄物

1 当該物が別の箇所にて明白に記述されていない限り、ここで言う廃棄物には灰、残渣、スラグ、ドロス、スキミング、スケーリング、粉塵、粉、汚泥及びケーキ状のものを含む。

有害構成部品ないし物質を含んだ使用済電気・電子機器の輸出入に関わる通知

電気・電子機器は、そのまま廃棄された場合に、環境ないし人間の健康に対するリスクとなり得る有害な構成部品ないし物質を含んでいることがある。廃棄物処分法令（WDO）ではバーゼル条約に即して、有害な構成部品ないし物質を含んだ電気・電子機器廃棄物（WEEE）の輸出入を許可制度により管理している。そのように管理されている機器の典型的な例としては、コンピューター用モニター、ノートパソコン、タブレット型コンピューターそしてブラウン管（CRT）、液晶ディスプレイ（LCD）、発光ダイオード（LED）、プラズマディスプレイといった各種のディスプレイ技術を応用したテレビ、電池、水銀スイッチ、鉍物油もしくはポリ塩化ビフェニル（PCB）を含有した変圧器あるいはコンデンサー、そして破棄された場合に化学廃棄物として分類するのが適当なほどに汚染された電気・電子組立品がある。加えて、非有害 WEEE（WDO の附属別表 6 参照）の再生目的でない輸出入、もしくは WDO 附属別表 7 に列記されている有害物質で汚染された WEEE の輸出入は WDO における許可制度の対象となる。上記の管理対象となる廃棄物の輸出もしくは輸入を行う者は、事前に環境保護署（EPD）から許可を取得しなくてはならない。この要件を遵守しないことは違法行為となり、違反者には 20 万香港ドル以下及び 6 ヶ月以下の懲役が課せられる。

WDO は「廃棄物」を、どのような物質あるいは品物であれ、不要とされたものと定義している。WDO はまた、投棄または他の方法で廃棄物として処分された、いかなる物質あるいは品物も、そうでないという証明がなされない限り廃棄物であると見なされると規定している。これに関しては最近、当初の所有者がひとたび廃棄した品物もしくは物質は、それが使用可能であるもしくは売却可能であることに関わりなく、WDO に即した廃棄物の輸出入管理と言う観点からは廃棄物と見なされるという判例が示されている。それ故、有害な構成部品ないし物質を含んだ使用済電気・電子機器（例えば、テレビ、コンピューター用モニター、電池）は、修理作業を必要とせず当初の目的に即して再使用されない限り、廃棄物と見なされて上記の管理制度の対象となる可能性が強い。

有害電子廃棄物の不法越境移動に関わる国際的懸念を反映して、EPD は近年そのような廃棄物についての輸出入管理を厳しく実施してきた。香港向けあるいは香港発の疑わしい廃棄物貨物については厳重な検査を実施し、WDO に違反した者は起訴される。有害な構成部品ないし物質を含んだ使用済電気・電子機器を輸出もしくは輸入する者は、そのような機器が EPD から廃棄物輸出/輸入許可書を入手する必要があるかどうかを、出荷前に確認しておくべきである。そのような機器が輸入国での直接再使用を目的として出荷される場合には、一般的には EPD から廃棄物輸出許可証を入手する必要はない。但し、EPD としては輸出もしくは輸入を行う者に対し、香港での当該機器の輸出入を実行する前に、当該商行為の合法性を以下の方法に沿って確認していくことを強く勧める。

（1）比較的新型で製造年の新しく、輸入国の中古品市場において強い需要がある使用済機器だけを選定すること。いかなる場合でも、製造日から 5 年以上を経過した製品は避けることが望ましい。

(2) 輸出前に、使用済コンピューター用モニターやテレビの検査、修理、修復および試験を実施し、これらの使用済機器が輸入国での技術仕様や安全基準を満たし、同国での消費者がそのまま再使用できる良好な条件にあることを確保すること。いかなる場合でも、破損もしくは故障した製品の移送は行わないこと。

(3) 個々の使用済機器の検査、修理そして試験結果を適正に記録すること、そのような記録は、メーカー名、モデル名、製造番号、製造年、問題や故障と修理内容、準拠性試験実施日時と試験結果を含まねばならない。試験は輸入国へ出荷する前の2年間の内に実施されなければならない。請求があった場合、上記全ての情報を検査、点検のために所管当局に提示すること。

(4) 輸送時そして輸送に関わる積み降ろし作業における損傷を避けるため、個々の使用済機器には適切かつ十分な包装を一つずつ施さねばならない。包装は個々の機器が直接触れ合うことが無いように施され、また積上げられた際の重量に耐えるものでなければならない。また個々の機器の判別を可能とするため、包装の表面には判読可能なラベルもしくは表示（例えば独自の通し番号）が付けられていなければならない。必要と思われる場合には、所管当局に対し包装済み機器の写真を提出し、指示を受けること。

(5) 中古品の適切な販売先を確保するために、輸入国の輸入業者との間で契約書を事前に取り交わすこと。使用済機器輸入の合法性並びに輸入業者もしくは購入者が当該機器を中古製品として販売するための輸入の許可を持っているかどうかを、輸入国の所管当局に確認すること。

環境保護署 (EPD)

第一版：2006年4月

第二版：2008年7月

第三版：2011年11月

第四版：2012年10月